

## 2021年度冬季追加供給力公募に係る意見募集の回答について

No.	該当箇所		ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
1	要綱P12	要綱 第5章 1.	(原案)(1) 募集容量 募集容量は55万kWといたします。ただし55万kWは最低確保容量とし、最大で80万kW(募集容量に、第37回電力・ガス基本政策小委員会における議論を踏まえ募集容量を超過して確保することを認めることとされた25万kWを加算した容量。)を確保するものとします。 (質問および提案)当該委員会では、姉崎火力が60万kWでそれより安価なDRなどの少量応札があれば、超過分25万kWまで認めるような書きぶりであるが、少量応札が姉崎火力より高価であっても(上限価格以下であれば)25万kWまで超過を募集する理解で良いか?(そのような前提でないと、極論、姉崎火力はいくらで入札しても60万kWのサイズから必ず落札できることになり、入札の公平性に欠けるものと考えられる。)	募集要綱の第7章3.のステップ2のとおり、評価用単価が安価な順に応札容量を累計し、募集量に達する直前までの上位案件と、募集容量(55万kW)までの残り分を満たすその他の案件のうち調達費用が最小となる組み合わせの案件を落札候補とすることとなります。 そのため、仮に1案件で募集容量を満たす規模の応札があった場合、当該案件よりも評価用単価が高い応札案件は落選となります。 なおこのような場合で、特定の大規模案件以外の応札案件をあわせても募集容量を満たさないとき、当該特定の大規模案件が落札しやすいと考えられる点については、基本的に募集容量を必達とするこの募集要綱の選定方法においては、ご認識の通りとなります。そのような状況が想定されることを前提に、基本政策小委員会や制度設計専門機会合において、超過落札や価格規律について議論が行われたものと認識しております。
2	要綱P14	要綱 第5章 1.	(6) 上限価格の設定 当社は容量単価(円/kWh)について上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象といたします。 (質問および提案)上限価格を公開することを検討願いたい。発送電分離が進んでいるものの、旧一電の小売電気事業者が分離前までの知見を有している可能性は十分にあり入札における公平性に欠けると考えられる。	入札価格に大きく影響し、調達費用が増大し得ることから、上限価格は公表いたしません。 なお上限価格については、考え方も含めいずれの事業者にも開示せず、また旧一般電気事業者の内部情報等、一部の事業者のみが知り得る情報等をもとに上限価格を設定するものでもございませんので、公平性を毀損することはありません。
3	要綱P15	要綱 第5章 2. (1) ト	(原案)原則として、当社からの指示に応じ、または予め当社の指定する基準等にもとづき (質問)当該委員会では「予備率が5%」と示唆されているが、改めて明示いただけたらという理解で良いのか?	第37回基本政策小委員会において、「前日夕方もしくは当日朝の段階で、需要最大時の予備率見通しが5%を下回ることが見込まれる場合」に当社が市場供出指示を行う旨が整理されており、当該整理を前提にした運用といたしますが、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札された事業者さまと協議させていただきます。  (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
4	要綱P15	要綱 第5章 2. (1) ト	(原案)なお、当社との間で需要抑制調整供給契約が締結されていない負荷設備によるDR等で、契約設備を含むバランスグループ(以下「BG」)からの供出が困難な場合は、当社と協議のうえ、当該DRの契約設備に供給する小売電気事業者の供給力とし、卸電力取引市場への供出等に用いることにより代替できるものといたします。(この場合、当社に還元する利益は、原則として、スポット市場および時間前市場における約定価格の、30分ごとの売買取引の数量により加重平均して得られる回避可能費用単価〔電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔平成二十四年七月一日施行〕附則第十三条第一項にもとづき算定される回避可能費用単価。以下同じ。〕による収益が得られたものとみなして算定するものといたします。)ただし、この場合、当該小売電気事業者との間で、卸電力取引市場への入札、および当社に対し利益を還元するに際して必要な合意がなされている等、本要綱にもとづく契約の履行に支障をきたさないようにしていただくことが必要 (質問および提案)通常の電源I'にてDRアグリゲータの場合、発動時には小売電気事業者がネガワット調整金を払いネガワットを買い取りTSOへ受け渡す仕組みはご周知のとおり。本冬追加プログラムでは、仮にアグリゲーターがJEPX入札対応できない場合に、小売電気事業者から買い取ったネガワットを再度小売電気事業者にてJEPX加重平均価格で売り戻す、ということを示唆しているのか?であれば複雑かつ非効率で需要家理解も得にくい。また、ネガワット調整金<JPEX加重平均価格の可能性が高く、小売電気事業者はネガワット調整金で売りそれより高い価格で買い取ることに合理性がなく、小売電気事業者との協議が難航すると想定させる。JEPX入札対応ができないケースに限り従来の電源I'同様にTSOが引き取る形を検討願いたい。	第37回基本政策小委員会において、今回調達する追加供給力については、小売事業者の供給力として利用するものとし、また公平にアクセスできるようにするため、市場供出が原則と整理されております。DRについて市場供出が難しい場合は、例外として「小売電気事業者との相対契約を通じた運用や小売電気事業者の自社需要減のための利用も認める」と整理されたものであり、小売事業者が供給力として利用する前提には変わりありません。 また、同委員会において、原則どおり市場供出を行ったことにより得られる利益については一般送配電事業者に還元するものと整理されたことを踏まえ、市場供出ができないDRについては、市場供出を行えば得られるはずの収益相当として、回避可能費用を参考に、当社への還元額を算定することとしております。 以上を前提に、アグリゲーターと小売電気事業者の間における精算方法等については十分に協議していただいたうえで、協議内容(の見直し)等を、(上限電力量単価を含め)応札の価格等に織込むようお願いいたします。 なお当社にて小売電気事業者との間の契約条件等を指定するものではありませんが、小売電気事業者が供給力として利用する点において、電源I'に係るネガワット調整金協議とは異なることについてはご認識の通りと存じます。  (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
5	要綱P16	要綱 第5章 2.(1) チ	(原案)ゲートクローズ前の指令 当社がゲートクローズ前に、発電等出力増の指令を行なった場合(ト[市場への供出等の義務]にもとづく売り入札が約定したときを除きます。)、原則として、当社の託送供給等約款にもとづき提出される、BGの計画値に制約を及ぼさないものといたします。 (質問)以下契約書第13条抜粋「乙の指令に従い甲が追加供給力の提供することにより供出した電力量(以下「供出実績電力量」という。))は、契約設備ごとに次のとおり算定するものとする。(1) 発電設備の場合、受電地点において30分ごとに計量された電力量からゲートクローズ(発電事業者による発電計画および小売電気事業者による需給計画の提出締切り(実需給1時間前)のことという。)時点における30分ごとのBG計画値(市場供出応動に係る約定に対応する計画値をのぞく。原則として0kWh。)を差し引いた値(0kWhを下回る場合は0kWh)とする。」こちらと同じ意味か?	募集要綱における当該箇所は、市場で約定せず調整力として活用した場合の実績を把握するための扱いに係る記載であり、発動されたが市場で約定しなかった場合は、BG計画値に織り込まずに運転等を行なっていただく旨を規定したものであり、他の調整力公募等と同様の記載です。 なお、当該扱いは、第36回・第37回基本政策小委員会において、市場で約定しなかった場合や、指令のタイミング等により市場供出ができなかった場合に、調整力として活用することとされたことを踏まえたものです。  また、契約書(ひな型)の第13条の当該箇所は、上述の調整力分と、当社からの指示に基づく市場供出分を合わせた実績電力量の特定方法についての規定であり、当該実績電力量から、市場供出分を控除したものが、上記の調整力分としての実績となります。  (参考1)第36回基本政策小委員会 資料5 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_05_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_05_00.pdf</a>  (参考2)第37回基本政策小委員会資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
6	要綱P16	要綱 第5章 2.(1) ル	(原案)落札者は、当社と予め運用方針と利益の分配について協議のうえ、2021年度冬季追加供給力の提供(ト[市場への供出等の義務]にもとづく売り入札等を含みます。))に支障を及ぼさない範囲で、契約設備の2021年度冬季追加供給力契約電力を落札者の判断で活用できるものといたします。 (質問)協議の上であれば、目的外利用も可能という意味か?また仮にその場合、P37契約書第8章1(3)口によると貴TSOへの利益還元は90%となっている何か経済的根拠があるものか?アグリゲーター側としては、10%の収益では運用費用、利益がまかなえない状況。	発動時の運転等に支障を及ぼさない範囲において、当社との協議にもとづき、リソースを任意に活用いただけます。 なお、利益還元の水準については、第37回基本政策小委員会における整理のとおり設定しております。  (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
7	要綱P37	要綱 第8章 1. (3) イ	要綱 第5章 2. (1) トと同じ※ ※東電PG記載註 RFC通しNo.4	第37回基本政策小委員会において、今回調達する追加供給力については、小売事業者の供給力として利用するものとし、また公平にアクセスできるようにするため、市場供出が原則と整理されております。DRについて市場供出が難しい場合は、例外として「小売電気事業者との相対契約を通じた運用や小売電気事業者の自社需要減のための利用も認める」と整理されたものであり、小売事業者が供給力として利用する前提には変わりありません。 また、同委員会において、原則どおり市場供出を行ったことにより得られる利益については一般送配電事業者に還元するものと整理されたことを踏まえ、市場供出ができないDRについては、市場供出を行えば得られるはずの収益相当として、回避可能費用を参考に、当社への還元額を算定することとしております。 以上を前提に、アグリゲーターと小売電気事業者の間における精算方法等については十分に協議していただいたうえで、協議内容(の見直し)等を、(上限電力量単価を含め)応札の価格等に織込むようお願いいたします。 なお当社にて小売電気事業者との間の契約条件等を指定するものではありませんが、小売電気事業者が供給力として利用する点において、電源I'に係るネガワット調整金協議とは異なることについてはご認識の通りと存じます。  (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
8	要綱P40	要綱 第8章 1. (8) 口	(原案)契約電力未達時割戻料金の算定式 (提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1への変更をご検討いただけないか?	確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではないため、供給力提供の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。なお必要に応じ、リスクを見込んで応札容量や入札額を検討ください。

No.	該当箇所		ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
9	要綱P42	要綱 第8章 2. (10) イ (ロ) d	(原 案)需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が追加供給力を確保する場合、当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、必要な契約がなされていて、本要綱による2021年度冬季追加供給力契約の履行に支障をきたさないこと (確認)小売電気事業者との契約については入札後の合意取り交わしで問題ないとの理解で良いか。	記載のとおり、契約の履行に支障をきたさないことを求めるものですので、小売電気事業者との合意は提供期間の前までであれば問題ありません。ただし、電源1のネガワット調整金協議とは異なると考えられる等からも、事前に必要な協議は行なうようにしてください。
10	要綱P43	要綱 第8章 契約条件 (10) ロ	(質問)1日に2回の発動を前提とする場合、1回目の発動と2回目の発動でベースラインの種類の変更を検討いただきたい。 (理由)2回目の発動における当日調整を計算する期間(発動5時間前～2時間前)が1回目の発動時間と重なる恐れがあるため	同日複数回発動における当日調整については、1回目と同一の対象時間帯を参照することを予め合意しておく等、お申出等踏まえ合理的に協議させていただきます。
11	要綱P44	要綱 第9章 2	(原 案)今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、協議させていただくことがあります。 (質問)長時間の供出を依頼する場があるということか? その場合の従量料金についてはどのような扱いになるのか? 【理由】 事前に入札価格へ織り込む必要がある為。	電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等については、任意のご協力をお願いする趣旨ですので、予め入札価格等に織り込んでいただく必要は基本的にございません。可能な範囲でご協力いただくことを前提に落札者(契約者)さまと協議させていただきます。
12	契約書P6	契約書 第8条	(原案)甲は、実需給の前日夕刻または当日朝時点の予備率の見通しが一定水準を下回ったことによる乙からの市場供出の指示にもとづき、卸電力取引市場において第5条の契約電力に相当する売り入札を行なうものとする。 (お願い)当該委員会では5%と示唆されているが、「一定水準」について明確な%を示していただきたい。	第37回基本政策小委員会において、「前日夕方もしくは当日朝の段階で、需要最大時の予備率見通しが5%を下回ることが見込まれる場合」に当社が市場供出指示を行う旨が整理されており、当該整理を前提に、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札者(契約者)さまと協議させていただきます。  (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
13	要綱P21	入札書	11 市場等への供出方法 (該当するものを○(マル)で囲む) (質問と提案)特にDR案件では、入札時に供出方法が明確になっていないケースもあると考えらる。複数選択が可能という理解で良いか?	入札時点で予定している供出方法に該当するものを選択してください。
14	要綱 P12、P15	要綱 第5章 1.(3) ロ 要綱 第5章 2.(1) ト	【該当箇所】原則として、契約設備が発電設備である場合は、仮に当社との間で本要綱にもとづく2021年度冬季追加供給力契約を締結しなければ、市況や停止調整等にかかわらず(2)の提供期間において当該発電設備の運転を行わない見通しであることが合理的に説明できる必要があります。 当該DRの契約設備に供給する小売電気事業者の供給力とし、卸電力取引市場への供出等に用いることにより代替できるものといたします。 【質問】発動されるのは、エリア全体で供給力が不足している状況が考えられるが、通常稼働しない設備であるものの、供給力不足を原因として小売電気事業者からの要請により、調整力公募契約容量の一部を増出力により相対契約により販売した状況において、その後調整力発動があった場合、当該増出力部分は指令に対して応動したことと扱われるという解釈で正しいか。	当社と予め協議のうえ、追加供給力の供出に支障のない範囲で、契約設備を相対契約等で活用することも考えられます。この場合、当該活用により小売事業者等の供給力として使用される(既に託送の計画に織込まれた)増出力分については、当社から発動指令があったときは、ご認識のとおり当社からの指令にもとづく応動とみなすこととなります。 一方、例えば市場供出を前提としているにもかかわらず相対契約により特定の小売電気事業者に販売したため市場に供出できない等、予め協議した活用方法と異なる利用をした場合等は、契約電力未達時割戻料金の対象とさせていただきます。  なお任意での活用でなく、当社からの市場供出指示や発動指令の場合は市場供出が原則であり、「要綱 第5章 2.(1)ト にお書き」によるDRの場合にのみ相対契約等が認められます。  (参考1) 契約書(ひな型)第8条 3 甲が、第9条にもとづく運用により卸電力取引市場において契約設備からの売り入札を行ない既に約定しているときに、前項に定める乙からの市場供出指示があった場合、第5条の契約電力に相当する入札について、乙からの市場供出指示に従って行なった入札とみなす。  (参考2) 第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
15	契約書P3	契約書 第1条 2(2)	【該当箇所】なお、この場合、契約設備は、市場供出応動分を超えた運転を行なっている時間に限り、乙の託送供給等約款に規定する「調整電源」または「調整負荷」に該当するものとする 【質問】契約設備が発電設備の場合、2022年度向けの調整力公募とは異なり、調整電源BGに所属させることなく調整電源として扱うと解釈できるが、正しいか。また、これは契約容量を超過した部分のみではなく、契約容量のうち卸電力市場で約定しなかった容量もこれに該当するという理解で正しいか。	調整電源または調整負荷として扱う場合があることから、契約設備について調整BGに属する必要があります。 当該規定における「市場供出応動」は、当社からの指示により市場にて約定した電力量を満たす運転を指しており、ご理解のとおり約定しなかった容量も該当します。
16	契約書P5	契約書 第7条(3)	【該当箇所】12回(1日2回の発動を原則とした6日分とし、なお1日1回の発動が3回あった場合は2日分とみなす。) 【確認と意見】1日1回の発動を原則(1回あたり5時間以上)の場合においても、1日に3回発動がある可能性があるということで、またその場合の回数カウントは2回となる、ということか。仮に上記が正であれば、原則1日1回の発動を原則とすることと整合しておらず、また3回は3回(3日分)としてカウントすべきではないか。 (4)および(5)とあわせて、意図を明確にするために図示いただけないか。	契約書(ひな型)の冒頭ページにおける留意事項のとおり、当該ひな型は1日2回(1回あたり3時間以上)の発動を前提としたものであり、1日1回(1回あたり5時間以上)の発動を前提とする場合、該当箇所は、「6回(1日1回の発動を原則とした6日分)」と読み替えることとなります。  その他不明点については、必要に応じてご質問も承ります。
17	要綱P14	要綱 第5章 2.(1) ロ	【該当箇所】ただし、ト(市場への供出等の義務)にもとづき卸電力取引市場へ売り入札を行った場合は、約定をもって当社からの指令があったものとみなします。 【質問】ゲートクローズまでに約定しなかった場合、東京電力PGの調整力とみなされるのか、それとも余剰インバランスによる精算となるのか。	当社からの指示にもとづき売り入札を行ったが約定しない場合、実需給の原則として3時間(あらかじめ当社と合意した応動時間)前までに発動指令がなければ当該売り入札を取り下げいただくため、基本的には本公募にもとづく精算対象となる電力量は発生しません。 当社からの発動指令があった場合に、売り入札を行ったが約定しなかった部分があれば、調整力として扱うこととなります。  (参考) 契約書(ひな型)第8条 2 甲は、時間前市場において前項にもとづく入札を行なった売り札について、実需給の原則として3時間前までに、乙からの発動指令が行なわれなければ、その時点で約定していない売り札を取り下げるものとする。
18	要綱P14	要綱 第5章 2.(1) ロ	【該当箇所】ただし、ト(市場への供出等の義務)にもとづき卸電力取引市場へ売り入札を行った場合は、約定をもって当社からの指令があったものとみなします。 【質問】上記No.4*と合わせて、売り札が全量約定しなかった(部分約定)の場合はどういった精算となるのか。  ※東電PG記載註 RFC通しNo.17	契約電力のうち、約定した分については利益相当を当社に還元いただき、未約定部分における発動分については調整力として扱い、あらかじめ提示いただく申出単価にもとづく従量料金をお支払いすることとなります。なお、未約定部分を含め、発動実績が契約電力に満たない場合は契約電力未達時割戻料金の対象となります。
19	要綱P15	要綱 第5章 2.(1) ヘ	【該当箇所】当社の求めに応じて契約設備の発電等計画値(DRを活用した契約者の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。)や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。 【意見】どのタイミングで、どこへ、どのような様式で提出するのかを明確にしてください。	発電計画等のBG計画については、託送供給等約款にもとづく運用によることとなりますが、その他必要な情報については、落札後の契約協議時や提供期間中も含め、当社が必要となった時点で求めに応じて提出いただくこととなります。
20	要綱P15	要綱 第5章 2.(1) ト	【該当箇所】原則として、当社からの指示に応じ、または予め当社の指定する基準等にもとづき、日本卸電力取引所のスポット市場または時間前市場(以下、総称して「卸電力取引市場」といいます。)への売り入札を行っていただき、当該入札に係る約定により得られる利益を当社に還元していただきます。 【意見】実需給の3時間前に発動指令を受けてからの時間前市場への売り入札は、約定後に約定結果を踏まえた計画値の変更、OCCTOへの当日計画提出が必要であるため、実需給の2時間前には売り入札の取り下げを行う必要があり、実質的に1時間程度しか取引できない。そのため、実需給まで5時間以上を確保して、売り入札の指示を出していただきたい。また、可能な限り、通常営業時間内に対応できるように、当日9-14時の需給分については、前日17時までに売り入札の指示をいただきたい。 ※補足:「第37回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会下記の審議会」資料6 P9論点③ 市場供出方法(続き) ”3点目にルールを決めて売り札指示を出すような記載の通りにルール化していただきたい。4点目のなお書きにもあるが、ルールを決めての売り札指示以外の発動指令は東京電力PGの調整力として活用・精算いただきたい。	第37回基本政策小委員会において、「前日夕方もしくは当日朝の段階で、需要最大時の予備率見通しが5%を下回ることが見込まれる場合」に当社が市場供出指示を行う旨が整理され、本募集要綱は当該整理を前提に策定しております。 募集要綱に則つたうえで、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札者さまと協議させていただきますので、実需給の何時間前までに未約定の札を取り下げる必要があるのか等、実運用上の制約等があればお知らせください。  なお、市場供出応動(当社からの指示により市場にて約定した電力量を満たす運転)分を除いた発動分は調整力として当社が受電し、精算することとなります。  (参考1) 第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>  (参考2) 契約書(ひな型)第13条 2 供出実績電力量のうち乙が調整力として受電する電力量(以下「調整電力量」という。)は、供出実績電力量から市場供出応動に係る約定電力量を差し引いた値とする。

No.	該当箇所		ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
21	要綱P15	要綱 第5章 2.(1) ト	<p>【該当箇所】なお、当社との間で需要抑制調整供給契約が締結されていない負荷設備によるDR等で、契約設備を含むバランシンググループ(以下「BG」)からの供出が困難な場合は、当社と協議のうえ、当該DRの契約設備に供給する小売電気事業者の供給力とし、卸電力取引市場への供出等に用いることにより代替できるものといえます。</p> <p>【意見】需要抑制調整供給契約に加えて、接続供給契約or/and発電量調整供給契約を東京電力PGと契約している事業者が接続供給契約or発電量調整供給契約で売り入れを行っている場合、需要抑制調整供給契約での売り入れができない(JEPX取引規程第9条)。そのため、このような事業者において、需要抑制による供給力が自社供給力として必要のない場合に、その供給力を直接市場供出できるように、接続供給契約or発電量調整供給契約での売り入れに加え、需要抑制調整供給契約での売り入れもできるように、JEPXとも協調し、取引規程の改定を検討いただきたい。</p>	<p>需要抑制調整供給契約を締結済みであっても、現行制度やルール上、市場供出が難しいことが合理的に説明可能であれば、当社と協議のうえ、DRの契約設備に供給する小売電気事業者の供給力とし、卸電力取引市場への供出等に用いることにより市場供出の代替とすることができますが、ご指摘のJEPX取引規程第9条の解釈上、市場供出が困難となるのか否かについては分かりかねますので、JEPXにお問合せいただく等によりご確認ください。</p>
22	要綱P16	要綱 第5章 2.(1) チ	<p>【該当箇所】当社がゲートクローズ前に、発電等出力増の指令を行なった場合(「市場への供出等の義務」にもとづく売り入れが約定したときを除きます。)、原則として、当社の託送供給等約款にもとづき提出される、BGの計画値に制約を及ぼさないものといえます。</p> <p>【質問・意見】BGの計画値に制約を及ぼさないとは、どういう意味か、制約という言葉の意味を明確にしてください。また、これは発動指令とは別に、実需給の3時間前以降に発電出力増の指令がある可能性があるということか。仮にそうであれば、調整力公募の条件外の運用となるため、当該指示に応じることが出来ない場合でもペナルティの対象外とすべきだと考える。</p>	<p>募集要綱における当該箇所は、市場で約定せず調整力として活用した場合の実績を把握するための扱いに係る記載であり、発動されたが市場で約定しなかった場合は、BG計画値に織り込まずに運転等を行なっていただく旨を規定したものです。</p> <p>なお、当該扱いは、第36回・第37回基本政策小委員会において、市場で約定しなかった場合や、指令のタイミング等により市場供出ができなかった場合に、調整力として活用することとされたことを踏まえたものです。</p> <p>また、契約書(ひな型)第13条の当該箇所は、上述の調整力分と、当社からの指示に基づく市場供出分を合わせた実績電力量の特定方法についての規定であり、当該実績電力量から、市場供出分を控除したものが、上記の調整力分としての実績となります。</p> <p>(参考1)第36回基本政策小委員会 資料5  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_05_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_05_00.pdf</a></p> <p>(参考2)第37回基本政策小委員会資料6  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a></p> <p>また、実運用上、あらかじめ合意した指令応動時間よりも短時間で発動を要請する可能性があります、その場合は契約電力未達時割戻料金の対象にはなりません。</p>
23	契約書P1	契約書 (留意事項)①	<p>【該当箇所】(本ひな形案においては、市場供出指示による売り入れが約定したことをもって[仮に別途発動指令がなくとも]当該約定分は発動として扱う。)</p> <p>【質問】市場供出指示はOCCTOからの指示を示しているのか。</p>	<p>当社からの指示を指しています。</p> <p>(参考)契約書(ひな型)第8条 甲は、実需給の前日夕刻または当日朝時点の予備率の見通しが一定水準を下回ったことによる乙からの市場供出の指示にもとづき、卸電力取引市場において第5条の契約電力に相当する売り入れを行なうものとする。</p> <p>なお、市場供出の指示や連絡等の具体的な運用方法については別途甲乙の協議により定めるものとする。</p> <p>また、需給運用上の必要がある場合等で、乙から特段の入札に関する指示があったときは、甲はその指示に従って卸電力取引市場における入札を行なうものとする。</p>
24	契約書P1	契約書 (留意事項)①	<p>【該当箇所】(本ひな形案においては、市場供出指示による売り入れが約定したことをもって[仮に別途発動指令がなくとも]当該約定分は発動として扱う。)</p> <p>【意見】OCCTOからの指示も発動として取り扱う場合、調整力公募における発動回数としてもカウントして頂きたい。No.10と合わせて、昨冬と同様の事象が発生した場合について、供給力供出指示については、OCCTOとTSOが連携し、同一主体からの指示として運用いただきたい。</p>	<p>当社からの指示を指しており、電力広域的運営推進機関からの本公募にもとづく指示は想定しておりません。</p> <p>(参考)契約書(ひな型)第8条 甲は、実需給の前日夕刻または当日朝時点の予備率の見通しが一定水準を下回ったことによる乙からの市場供出の指示にもとづき、卸電力取引市場において第5条の契約電力に相当する売り入れを行なうものとする。</p> <p>なお、市場供出の指示や連絡等の具体的な運用方法については別途甲乙の協議により定めるものとする。</p> <p>また、需給運用上の必要がある場合等で、乙から特段の入札に関する指示があったときは、甲はその指示に従って卸電力取引市場における入札を行なうものとする。</p>
25	契約書P5	契約書 第7条(2)(3)	<p>【該当箇所】乙からの市場供出の指示および指令に可能な限り応じられること。</p> <p>【意見】入札書(様式1)を超える指示及び指令に応じられない場合、ペナルティの対象外にすべきだと考える。</p>	<p>募集要綱および当社との契約にもとづく運用要件に則った市場供出指示・発動指令に応じられなかった場合は、契約電力未達時割戻料金の対象となります。</p> <p>運用要件を超える任意での供給力(調整力)供出の協力依頼をさせていただきます。</p>
26	契約書P5	契約書 第7条(2)	<p>【該当箇所】平日時間以外の時間においても、乙からの市場供出の指示および指令に可能な限り応じられること。</p> <p>【意見】平日時間以外の時間においての指示及び指令に応じた場合、当該指示・指令は発動回数としてカウントすべきだと考える。</p>	<p>平日時間以外であっても、当社からの市場供出指示や発動指令に応じていただく場合で、要件を満たす発動を実施いただいたときは、当該発動分を発動回数としてカウントすることも含め、具体的な扱いは協議により定めることとなります。</p>
27	契約書P6	契約書 第8条 2	<p>【該当箇所】甲は、時間前市場において前項にもとづく入札を行なった売り札について、実需給の原則として3時間前までに、乙からの発動指令が行なわれなければ、その時点で約定していない売り札を取り下げるものとする。</p> <p>【意見】供出指示と発動指令が別のものという解釈ができるが、仮にこの解釈が正しい場合は非常に困るため、供出指示=発動指令としていただきたい。また、供出指示と発動指令があくまで別というのであれば、3時間前に発動指令が無い場合においても、売り札の取り下げを不要とする等のご配慮をいただきたい。</p>	<p>市場への供出指示と発動指令は異なる定義としていますが、市場への供出指示にもとづく売り入れにより約定した場合は、発動指令があったものとみなす扱いとしております。そのうえで、当社からの市場供出指示があったが約定しなかった場合で、需給状況が想定よりも改善して発動が不要となった際には、需給状況が悪化して発動が実際に必要となったときのために発動回数を残す観点から、売り入れを取り下げさせていただくこととなります。</p> <p>なお、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札者さまと協議させていただきますので、実需給の何時間前までに未約定の札を取り下げる必要があるのか等、実運用上の制約等があればお知らせください。</p> <p>(参考)契約書(ひな型)第1条  (2) 甲が、乙の指令(乙からの指示にもとづき、甲が卸電力取引市場に売り入れを行ない、当該入札により約定した場合は、当該約定電力量について、乙からの発動指令があったものとみなす。以下同じ。)に従い、平日時間において、契約設備を用いて第5条に定める契約電力を満たす運転を行なうこと。</p>
28	契約書P7	契約書 第8条 4	<p>【該当箇所】甲が第1項により卸電力取引市場へ売り入れを行なう場合、入札を行なう市場が時間前市場のときは実需給30分コマのスポット市場における東京エリアプライスと第18条の申し出単価のいずれが高い方で、入札を行なう市場がスポット市場のときは第18条の申し出単価で、それぞれ入札するものとする。</p> <p>【意見】時間前市場に入札する場合で東京エリアプライスで入札を行う時は、取引手数料(0.1円/kWh)をスポット価格に加算した価格で入札することは問題のない行為であることを確認させていただきます。</p>	<p>取引手数料相当を加算した入札価格とすることで問題ございません。</p>
29	要綱P13	要綱 第5章 1. (3) 口	<p>(原案)また、原則として、契約設備が発電設備である場合は、仮に当社との間で本要綱にもとづく2021年度冬季追加供給力契約を締結しなければ、市況や停止調整等にかかわらず(2)の提供期間において当該発電設備の運転を行わない見通しであることが合理的に説明する必要があります。</p> <p>なお、これらの条件を確認するために当社または広域機関が必要と判断した場合、当社または広域機関の求めに応じて、説明や追加資料の提出等を行っていただきます。</p> <p>(修正案)(記載しない)</p> <p>【理由】運転を行わない見通しであることは、供給計画に計上していないことで確認ができるため。</p>	<p>本件冬季追加供給力公募の趣旨に照らし適正に対象を募集させていただくための考え方を条件として明示したものであり、また供給計画への計上有無を確認しても、例えば供給計画に計上されていないことの合理性までは判断できない場合があると考えられること等からも、原案通りとさせていただきます。</p>
30	契約書P6	契約書 第8条	<p>平時において売り入れが必要ということではなく、【実需給の前日夕刻または当日朝時点の予備率の見通しが一定水準を下回ったことによる乙からの市場供出の指示】があったときのみ売り入れを実施するという点でよろしいでしょうか。</p>	<p>運用要件としましては、常に売り入れを行なっていただく必要は無く、当社からの指示があったときに売り入れを実施していただく必要があります。</p>
31	要綱P3	要綱 第2章1.(5)	<p>「当社と協議のうえ双方の合意が得られた場合は、…」とあるが、電源Ⅱ契約については協議事項であり事業者側で選択可能との認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおり協議事項であり、協議が整った際には電源Ⅱ契約をあわせて契約いただくこととなります。</p>

No.	該当箇所		ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
32	要綱P7 契約書 P16	要綱第2章2.(2)(3)、 契約書ひな型第33条	電力・ガス取引監視等委員会その他の官公庁、裁判所等の公的機関からの開示の求めに応じて秘密情報を提供する場合に、一般に見られる守秘義務条項と同様に、可能な限り速やかに、情報の提供先及び提供した情報の内容を応札者(甲)に通知していただけないか。	特に電力・ガス取引監視等委員会やその他の官公庁等からの求めに応じた情報の提供は、軽微な内容も含め多々生じることも考えられることから、当該情報の重要度等から必要と考えられる場合を除き、都度の通知は省略させていただきたいと存じます。
33	要綱P12	要綱 第5章1.(2)	「提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日を除き、各日9時から20時までといたします。」とあるが、提供時間を超過する逼迫が発生した場合においては供給力提供しないことが許容されるのか。	提供期間の平日時間以外の時間においても市場供出指示・発動指令に可能な限り応じていただきますが、仮に応じられない場合があっても契約や要件に反することはありません。 (参考)契約書(ひな型)第7条 (2) 平日時間において、乙の市場供出の指示および指令に従った追加供給力の提供が可能であること。また、平日時間以外の時間においても、乙からの市場供出の指示および指令に可能な限り応じられること。
34	要綱P12	要綱 第5章1.(2)	継続時間、出力はどのように指令されるのか。(負荷カーブ指定等)	運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札者(契約者)さまと協議させていただきますが、募集要綱の運用要件を満たす市場供出・運転を行っていただきます。
35	要綱 P15、21	要綱 第5章2.(1)二、第6章 2.イ	1日の発動回数的前提は6回、12回があると読めるが、いずれになるかは事業者側で選択可能か。あるいは発電機スペックに基づく等により、自動的に決定されるものか。	入札書(様式1)の「3 1日あたり運転継続時間」において入札時に選択いただきます。
36	要綱P15	要綱 第5章2.(1)ト	「原則として、当社からの指示に応じ、または予め当社の指定する基準等にもとづき、日本卸電力取引所のスポット市場または時間前市場(以下、総称して「卸電力取引市場」といいます。)への売り入札を行っていただき、…」とあるが、国の議論では時間前市場のみが対象の認識。東電PG指示によるスポット市場入札の可能性があると認識でよいか。	第37回基本政策小委員会において、「前日夕方もしくは当日朝の段階で、需要最大時の予備率見通しが5%を下回るが見込まれる場合」に当社が市場供出指示を行う旨が整理されており、当該整理を前提に、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札者(契約者)さまと協議させていただきます。 そのため、ご認識のとおり売り入札を行なうのは基本的に時間前市場を想定していますが、発動回数に制約がない発電設備等の場合、当社と協議のうえ、例えば常時スポット市場へ入札を行ない、当該入札による約定部分をあわせて本件公募の要件を満たす運転を行なう運用も考えられます。
37	要綱P15	要綱 第5章2.(1)ト	「(この場合、当社に還元する利益は、原則として、スポット市場および時間前市場における約定価格の、30分コマごとの売買取引の数量により加重平均して得られる回避可能費用単価による収益が得られたものとみなして算定するもの」といたします。」とあるが、本論はDRのみが対象であり電源は対象外との理解でよいか。	ご理解のとおりです。第37回基本政策小委員会において、市場供出を原則とするところ、市場供出が難しいDRIに限り、例外的に「小売電気事業者との相対契約を通じた運用や小売電気事業者の自社需要減のための利用も認める」と整理されたことを踏まえて取り扱いを定めております。 (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
38	要綱P15	要綱案 第5章2.(1)ト	「原則として、当社からの指示に応じ、または予め当社の指定する基準等にもとづき、日本卸電力取引所のスポット市場または時間前市場(以下、総称して「卸電力取引市場」といいます。)への売り入札を行っていただき、…」とあるが、PGからの指示は30分コマ値で指示頂ける認識でよいか。また、ユニットの出力変化率等の機器の特徴を前提とした指示値をいただける認識でよいか。	本件公募の要件を満たす市場供出・運転を行っていただくことを前提に、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札された事業者さまと協議させていただきます。なお仮に電源II契約をあわせて締結する場合は、電源IIとしての運用も踏まえた指令方法等を協議させていただきます。
39	要綱P15	要綱案 第5章2.(1)ト	市場供出義務について、PG殿の指示に従い入札するとなっているが、需給ひっ迫していなければ指示は発信されないという理解でよいか。(需給ひっ迫していない場合の取り扱いについて、事業者判断でよいのか明確に読み取れない。)	第37回基本政策小委員会において、「前日夕方もしくは当日朝の段階で、需要最大時の予備率見通しが5%を下回るが見込まれる場合」に当社が市場供出指示を行う旨が整理されており、当該整理を前提とした運用としますので、原則として、需給ひっ迫(の見込み)の場合のみ市場供出義務を伴う指示を行うこととなります。 なお、需給ひっ迫(の見込み)に伴う当社からの指示にもとづく市場供出以外の、市場供出を含む契約設備の運用方針についても(市場供出等による利益の分配を含め)、事前に協議をさせていただきます。 (参考)第37回基本政策小委員会 資料6 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/037_06_00.pdf</a>
40	要綱P15	要綱案 5章2.(1)ホ	定期点検、補修作業時期調整の応諾の項において、「定期点検等は、2021年度冬季追加供給力提供時間以外の期間に実施してください。」とあるが、「2021年度冬季追加供給力提供時間」の定義においては土・日・祭日、平日の9時～20時以外の作業停止は可能という認識か?	提供時間における追加供給力供出に支障を及ぼさない限りにおいて、提供時間以外の時間における作業停止は可能です。
41	要綱P16	要綱案 5章2.(1)リ	系統事故時の計画変更の項において、「系統安定上の制約で電源等(発電設備を活用した電源等に限り、)の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。」とあるが、市場約定してしまっている計画値については計画を変更しないと計画値同時量とならない。計画変更せずに実機のみ出力を下げ、不足インバランス(精算対象外)とすべきではないか。また、TSOIに責のあるトラブル場合は、事業者が負担を負うことがないという理解でよいか。	本公募にもとづき市場で約定している場合も含め、発電設備のトラブルや系統制約等により発電計画を変更する必要が生じたときは、当社の託送供給等約款にもとづきすみやかに適正な値に変更していただきます。仮にやむを得ず計画変更をせず、実績が計画を下回った場合は、原則として託送供給等約款にもとづき不足インバランスとして扱うこととなります。 なお、当社の責に帰すべき事由により本件公募の要件を満たす運転ができなかった場合には、契約電力未達時割戻料金の対象外となります。
42	要綱P17	要綱案 第5章2.(2) イ(ロ)	「設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただき…」 a 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出 b 当社からの指令による性能確認試験の実施 c 現地調査および現地試験 d その他…」 とあるが、昨年度まで電源II契約の運用実績がある電源も改めて性能試験を実施することになるのか? 仮に性能試験を実施する場合、性能確認試験や現地試験に伴う費用精算や運用(発電計画・市場抛等)について記載がない。協議事項との認識でよいか。また、入札者側が自ら試験等を提案・実施する場合(健全性確認)の取扱いも協議事項との認識でよいか。	当該規定は当社が必要と判断した場合に対応を求める趣旨であり、調整電源等としての実績があるなどにより、既に技術的信頼性を確認できている場合には、性能試験は省略することとなります。 なお、当社の求めに応じて性能試験等を実施する場合や、自ら試験等を提案・実施する場合の費用については応札者の負担となりますので、これを踏まえて入札を実施してください。
43	要綱P30	要綱 第6章2.ホ	「スポット市場や時間前市場に入札をする場合は、そのための条件(実需給の〇時間前までに当社からの市場供出指示が必要、等)についても記入してください。」とあるが、時間設定にあたり何らかの制約はあるか(需給調整のために実需給〇時間前には少なくとも応札しておく必要がある等)。また、時間前入札にあたっては指令値に準じた応札を行う際に、応札単位を細かく設定するなどの制約はあるのか。	当該記載は、募集要綱の運用要件を満たす市場供出を行っていただくにあたり、実運用上の制約等を確認させていただいたための項目であるため、入札されるリソースの特性等に応じた制約などがあればご記載ください。 (なお上述の趣旨がやや不明確なため、次の通り記載を修正させていただきます。「スポット市場や時間前市場に入札をする場合は、そのための条件～」→「スポット市場や時間前市場に入札をするにあたり、入札に係る実運用上の制約等～」) また、運用(当社からの指示連絡方法等含む)の詳細については落札された事業者さまと協議させていただきます。
44	要綱P35	要綱 第7章3.[ステップ3]	「ステップ2で仮決定した落札候補案件の応札量の合計が、募集容量を超過した場合は、入札書(様式1)の項目12の記載によらず、評価用単価の最も高い案件の応札量から当該超過分を控除する協議をさせていただきます」とあるが、国の議論では部分約定は生じないとの整理であり、本論においても同様の前提で記載頂いているとの認識でよいか。	追加供給力の提供に要する固定費等が設備容量までは一定であるために、応札者として部分落札を許容できないことも想定されることは、基本政策小委員会においても言及されておりますが、第63回制度設計専門委員会における落札評価プロセスに係る整理にもある通り、調達費用最小化の観点から、部分落札についての協議をさせていただいたうえで、部分落札に応じることを必須とはしていません。 (参考)第63回制度設計専門委員会 資料7 <a href="https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/063_07_01.pdf">https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/063_07_01.pdf</a>
45	要綱P38	要綱 第8章(4)イ	「なお、単価については、コストを踏まえた設定としてください。」とあるが、電源IIに契約した場合の単価は、需給調整市場のガイドラインに準じた考え方における「限界費用」を求められている、という認識でよいか。	電源II契約をあわせて締結するか否かに関わらず、必要に応じて価格規律の詳細について電力・ガス取引監視等委員会の見解を確認いただく等により、適切にコストベースで単価を設定してください。

No.	該当箇所		ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
46	契約書P3	契約書案 第1条2項(2)	「なお、この場合、契約設備は、市場供出応動分を超えた運転を行なっている時間に限り、乙の託送供給等約款(以下「約款」という。)に規定する「調整電源」または「調整負荷」に該当するものとする。」と記載があるが、電源Ⅱ契約を行った場合の「調整電源」の定義は、事業者の計画値との差分が調整力とみなされるという理解でよいか(マイナスも含む)。	電源Ⅱ契約をあわせて締結する場合は、電源Ⅱ契約にもとづき、調整電源(または調整負荷)に該当するか否かの判定を行います。 なお、電源Ⅱ契約を締結するかどうかによって託送供給等約款上の調整電源の定義が変わるものではありません。
47	契約書P6	契約書案 第7条(7)	「甲は、提供期間において、契約設備に不具合が生じた場合、速やかに乙に停止となる容量を連絡のうえ、可能な限り代替設備を提供すること。また、遅滞なく復旧できるよう努めること。」とあるが、代替できなかった場合はインバランスとなることでよいか。また、仮にインバランスを事業者負担とするならば、発動指令分の費用はいただけるという理解でよいか。 なお、7/21第37回電力・ガス基本政策小委員会における議論を踏まえると、本契約設備への発動指令は「前日夕方又は当日朝の段階で需要最大時の予備率が5%を下回るが見込まれるとき」となっている。これを踏まえると、本契約設備への発動指令時に代替電源はほぼ見込めず、かつ、オーバーパワーの指令もなされる状況であると思料。以上を踏まえて「代替設備の提供」の解釈を伺いたい。オーバーパワー分の供給力を代替設備に設定することは可能という認識でよいか。	市場で約定するなどによりBG計画値を設定した場合で、実績が計画を下回ったときは、託送供給等約款にもとづき不足インバランスとなります。 この場合でも、BG計画値相当は市場等で販売したことで収益を得ていることから、当社から追加的な支払いは行いません。 なお、特に比較的規模の大きい従来型電源を契約設備とする案件の場合、代替設備を確保することが物理的に困難であることはご認識のとおりであり、本件追加供給力公募の趣旨から、代替設備についても、仮に代替設備として提供されなければ提供期間において運転を行わなかった筈の設備であることが必要ですので、例えば既存電源Ⅱのオーバーパワー分はこれに当たらないことになるものと存じます。
48	契約書P6	契約書案 第8条	8条3項に「甲が、第9条にもとづく運用により卸電力取引市場において契約設備からの売り入札を行ない既に約定しているときに、前項に定める乙からの市場供出指示があった場合、第5条の契約電力に相当する入札について、乙からの市場供出指示に従って行なった入札とみなす」とあり、第9条の活用後に乙が当該指令を出す事が可能とする際には甲に利益が分配されないこととなるが、事業者が先行的にリスクを取って約定していることからこの場合の利益について保持されるという考え方は可能か。	契約書(ひな型)第9条の規定にもとづく契約設備の任意の活用は、あくまで本公募にもとづく追加供給力の提供に支障を及ぼさない範囲で行うことを許容するものであり、当社からの市場供出指示が優先されることとなりますので、当該指示にもとづき市場等より得られる利益は全額当社に還元いただくこととなります。
49	契約書P7	契約書案 第10条	契約書案では「契約設備の計画停止時期は、原則として提供期間を除く時期に設定すること。」と記載があるが、募集要項の5章2(1)木の記載では「定期点検等は、2021年度冬季追加供給力提供時間以外の期間に実施してください。」とあり、どちらが正しいのかが読み取れない(「計画停止」と「定期点検等」を意図的に記載を変えているのであれば明確にしてください)	「計画停止」と「定期点検等」は意図的に記載を違えているものではなく、両記載は同じ趣旨です。
50	契約書P9	契約書案 第16条	送電端電力を計測する機器がない場合の対応として、現状は、係数換算で対応しているが、係数ずれによる未達についても対象となるのか。	募集要項第8章1.(5)ロにもとづいて計量値を送電端に補正する場合の補正方法については、適切に協議させていただいたうえで、電力量を確定いたします。
51	契約書P6	契約書案 第8条	マストラン分の市場抛出指示および入札等の条件は、表紙の留意事項に記載があるとおり運用や精算等に係る部分を含め契約内容も異なるという理解でよいか。	ご理解のとおり、マストラン分は必ず発電を行なうことからスポット市場に最低入札価格で入札するのを基本とすることとなると想定されることや、募集要項の趣旨のとおりマストラン分の発電費用が入札価格(基本料金)に含まれるため市場供出の収益に係る精算方法も異なるなど、いくつかの点で異なることとなります。
52	契約書P10	契約書案 第16条3項(1)	設備スペック(負荷追従可能量等)上入札できない容量も未達度合いに考慮する必要があると認識しているが、ただし書きの記載に包含されているという理解でよいか。	設備スペック上、売り入札ができない容量がある場合は当該容量について運用要件を満たさないこととなりますので、応札容量(契約電力)から除いてください。(市場供出の指示は、遅くとも指令応動時間である3時間より前に行いません。) なお、例えばマストラン運転が必要な発電設備の場合、(起動からではなく)マストラン運転を行なっている状態から、指令応動時間以内に最大容量まで達することができるのであれば、マストラン分の容量を含む最大容量での入札が可能です。
53	電源Ⅱ契約書P5	電源Ⅱ契約書 第7条※ ※東電PG記載註 募集要項 第5章2.(1)チに関連か	電源Ⅱ契約第7条第2項のゲートクローズ前の調整力の提供(前項に係らず、乙が電源Ⅱ需給バランス調整力を必要とする場合、乙は甲に対してゲートクローズ前でも、第2条にもとづき甲が提出する発電可能電力等の範囲で電源Ⅱ需給バランス調整力の提供を求めることができるものとし、甲は、可能な限りこれに応じるものとする)について、本契約の規定及び指令が優先される認識でよいか。	電源Ⅱ契約をあわせて締結される場合は、電源Ⅱ契約の条件も満たすよう運用いただきます。